○国土交通省告示第六百四十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十二年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年六月十一日

国土交通大臣　前原　誠司

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

中津川

二　砂防法第二条の土地の表示

岐阜県中津川市大字中津川字恵那山四〇六二番内三等三角点黒沢を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から六十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から二一七度〇四分一四秒　一号
一六九四・四〇六メートルの地点　一号
標柱一号から二四度四六分一八秒　二号
二九・九〇〇メートルの地点　二号
標柱二号から三二一度四三分〇〇秒　三号
八・二二〇メートルの地点　三号
標柱三号から三二四度一五分四一秒　四号
二三・四二〇メートルの地点　四号
標柱四号から三二五度三六分四三秒　五号
一三・三二一メートルの地点　五号
標柱五号から三二四度〇九分一四秒　六号
二六・七五七メートルの地点　六号
標柱六号から二九六度四二分五三秒　七号
一三・〇六〇メートルの地点　七号
標柱七号から二九〇度三六分三〇秒　八号
一三・七三九メートルの地点　八号
標柱八号から八七度二二分四七秒　九号
二一・九八九メートルの地点　九号
標柱九号から一〇五度五一分一五秒　十号
一〇・一四五メートルの地点　十号
標柱十号から一一五度〇八分四六秒　十一号
二〇・九五〇メートルの地点　十一号
標柱十一号から一三六度〇〇分一七秒　十二号
六・四六四メートルの地点　十二号
標柱十二号から一四四度三一分一四秒　十三号
二四・六九九メートルの地点　十三号
標柱十三号から一三五度〇一分二三秒　十四号
二九・一〇七メートルの地点　十四号
標柱十四号から九四度一二分五六秒　十五号
三一・六二八メートルの地点　十五号
標柱十五号から一〇四度五六分五五秒　十六号
二五・四九八メートルの地点　十六号
標柱十六号から一一〇度二三分三一秒　十七号
四四・二八二メートルの地点　十七号
標柱十七号から九二度五五分一七秒　十八号
二八・二七三メートルの地点　十八号
標柱十八号から一四二度五二分〇二秒　十九号
二七・八九〇メートルの地点　十九号
標柱十九号から一三八度五七分五三秒　二十号
二二・五七〇メートルの地点　二十号
標柱二十号から九七度四三分五一秒　二十一号
二七・四一六メートルの地点　二十一号
標柱二十一号から九二度四三分五六秒　二十二号
一六・八二七メートルの地点　二十二号
標柱二十二号から九四度二八分一五秒　二十三号
二五・八〇三メートルの地点　二十三号
標柱二十三号から五三度三八分〇五秒　二十四号
一七・六四一メートルの地点　二十四号
標柱二十四号から五〇度〇二分五一秒　二十五号
一一・三二六メートルの地点　二十五号
標柱二十五号から一一三度五五分〇一秒　二十六号
二〇・九〇一メートルの地点　二十六号
標柱二十六号から一二〇度二八分二七秒　二十七号
一二・三九六メートルの地点　二十七号
標柱二十七号から六一度〇七分二二秒　二十八号
三二・〇三三メートルの地点　二十八号
標柱二十八号から一三六度〇四分二九秒　二十九号
二五・〇二九メートルの地点　二十九号
標柱二十九号から七八度五九分一一秒　三十号
一九・八七四メートルの地点　三十号
標柱三十号から七七度二八分四三秒　三十一号
一五・六九九メートルの地点　三十一号
標柱三十一号から一二四度〇四分〇八秒　三十二号
四四・七九四メートルの地点　三十二号
標柱三十二号から八〇度二四分五四秒　三十三号
一一・六五二メートルの地点　三十三号
標柱三十三号から一一六度〇〇分三八秒　三十四号
三一・九一四メートルの地点　三十四号
標柱三十四号から一三四度二六分〇三秒　三十五号
一二・四六九メートルの地点　三十五号
標柱三十五号から一〇七度三一分二八秒　三十六号
一一・七二〇メートルの地点　三十六号
標柱三十六号から一三三度〇五分三四秒　三十七号
三六・〇七六メートルの地点　三十七号
標柱三十七号から一四二度〇八分五七秒　三十八号
一七・三六〇メートルの地点　三十八号
標柱三十八号から二三六度一六分二四秒　三十九号
二三・七五〇メートルの地点　三十九号
標柱三十九号から二二六度一五分四八秒　四十号
一四・七六一メートルの地点　四十号
標柱四十号から二二六度一六分一二秒　四十一号
二五・三九一メートルの地点　四十一号
標柱四十一号から三〇四度二四分五五秒　四十二号
一三・〇一七メートルの地点　四十二号
標柱四十二号から三四三度〇三分一七秒　四十三号
二九・一六六メートルの地点　四十三号
標柱四十三号から二度四一分〇二秒　四十四号
一二・二四一メートルの地点　四十四号
標柱四十四号から二度四二分〇〇秒　四十五号
七・四八八メートルの地点　四十五号
標柱四十五号から二八九度三五分四六秒　四十六号
三一・九九九メートルの地点　四十六号
標柱四十六号から二六七度〇七分一九秒　四十七号
二〇・五五三メートルの地点　四十七号
標柱四十七号から二九八度〇九分一七秒　四十八号
二三・九一二メートルの地点　四十八号
標柱四十八号から三一五度一六分〇〇秒　四十九号
二二・〇七一メートルの地点　四十九号
標柱四十九号から三三八度二九分三四秒　五十号
二二・三四八メートルの地点　五十号
標柱五十号から二五八度四二分〇七秒　五十一号
三〇・四二八メートルの地点　五十一号
標柱五十一号から二五七度五六分二二秒　五十二号
四八・八三六メートルの地点　五十二号
標柱五十二号から二五二度五五分〇二秒　五十三号
一七・三五九メートルの地点　五十三号
標柱五十三号から三〇四度二五分二三秒　五十四号
二七・五二五メートルの地点　五十四号
標柱五十四号から二六二度五八分〇一秒　五十五号
二二・八八七メートルの地点　五十五号
標柱五十五号から二五三度〇九分三二秒　五十六号
四六・八三一メートルの地点　五十六号
標柱五十六号から二七八度二六分〇三秒　五十七号
二五・八三六メートルの地点　五十七号
標柱五十七号から二六三度〇〇分二七秒　五十八号
二三・九六三メートルの地点　五十八号
標柱五十八号から二七一度〇二分五〇秒　五十九号
四〇・〇九七メートルの地点　五十九号
標柱五十九号から三〇一度二二分〇五秒　六十号
二四・一四七メートルの地点　六十号
標柱六十号から三〇五度三三分〇五秒　六十一号
二五・八七〇メートルの地点　六十一号
標柱六十一号から二七五度一四分二三秒　六十二号
二九・二九四メートルの地点　六十二号
標柱六十二号から二八四度一一分四〇秒　六十三号
二三・五二五メートルの地点　六十三号
標柱六十三号から三五四度五五分三九秒　六十四号
一五・一〇七メートルの地点　六十四号
標柱六十四号から三五九度一一分二〇秒　六十五号
二四・九八六メートルの地点　六十五号
標柱六十五号から二四度四〇分三五秒　六十六号
七・八一一メートルの地点　六十六号

○近畿地方整備局告示第百五十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年六月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

近畿地方整備局長　上総　周平

その関係図面は、平成二十二年六月十一日

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百七十五号及び四百二十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
加東市北野字岸ノ上四〇〇番一から同市北野字大藪四〇五番一まで	前	四一・〇〇～六〇・四〇メートル	四八〇・〇四キロメートル
	後	四二・六〇～六三・〇〇メートル	〇四八

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所

○近畿地方整備局告示第百五十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年六月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

近畿地方整備局長　上総　周平

供用の区間	図面縦覧場所
加東市北野字岸ノ上四〇〇番一から同市北野字大藪四〇五番一まで	近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年六月十一日